

尾張旭市選挙管理委員会（平成27年第6回）会議録

- 1 開催日時  
平成27年2月25日（水）  
開会 午後6時30分  
閉会 午後8時40分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 2階 202会議室
- 3 出席委員  
委員長 水野紀彦  
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 木上恒夫、次長兼係長 田中健一、書記 谷口洋祐、  
書記 木村幸広、書記 永谷尚子
- 7 議題  
第28号議案 尾張旭市議会議員の定数を定める条例改正請求者署名簿の  
審査について  
第29号議案 尾張旭市議会議員の定数を定める条例改正請求者署名簿の  
署名の効力の決定について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第6回選挙管理委員会を開催いたします。 本日は、直接請求関係の議案でございます。 御審議の程、よろしく申し上げます。 それでは、委員長お願いいたします。
委員長	改めましてこんばんは。

	<p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「前回会議録について」でございます。</p> <p>前回の会議録につきまして、既に配布されていますが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>それでは前回会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>第28号議案「尾張旭市議会議員の定数を定める条例改正請求者署名簿の審査について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第28号議案「尾張旭市議会議員の定数を定める条例改正請求者署名簿の審査について」、ご説明いたします。</p> <p>地方自治法第12条第1項に「住民は、その属する地方公共団体の条例の制定又は改廃を請求する権利を有する。」とごいまして、この度尾張旭市議会議員の定数を定める条例の改正を求める直接請求がなされ、平成27年2月12日に署名簿が提出されました。</p> <p>そのため、地方自治法第74条の2第1項の規定により、署名簿の審査を行おうとさせていただきます。署名審査後は、署名の効力を決定し、その旨を証明することになります。</p> <p>本選挙管理委員会に提出された署名簿は69冊、署名数は1,904人で行いました。</p>

書記長	<別紙「署名が無効となる場合」に基づき、詳細説明>
委員長	では、第28号議案について、何かご質問等はありませんか。
委員	請求書のない署名簿は無効との説明があったが、補正できなかったのですか。
書記長	<p>請求書のない署名簿ということは、そもそも請求書のない状態で署名を集められたものですので、補正をするということは、署名を集めた後に署名簿に請求書を入れるということになります。</p> <p>従いまして、補正はできません。</p> <p>さて、委員の皆様にご議論いただきたい点がございます。</p> <p>委任状に委任の日付のない署名簿についてですが、そういった署名簿に書かれた署名すべてを無効とするのか、委任された者がその署名簿に署名しており、署名年月日もきちんと書かれている場合は、委任された者が署名した日からその署名簿の署名を有効とするのかという点です。</p>
委員長	すべて無効とした場合は、有効署名数はどれだけ減りますか。

事務局	211名分減ります。
委員	5人の代表者が途中で3人になり、最終的には3人で署名を集められたということですか。
書記長	はい、そうです。
委員	委任状に日付のない署名簿で、さらに署名日付のない署名簿番号1079の署名は、どのように判断しましたか。
書記長	この度署名収集禁止期間が11月20日から12月15日の間ございましたので、いつ署名されたものかわからないということで、無効としております。
委員	先ほどの書記長の問いかけですが、行政実例があるならば、それに依るしかないのではないですか。
委員長	今回の署名について、行政実例等によって有効無効の判断がなされているため、委任状に委任の日付のない署名簿については、委任された者が署名した日からその署名簿の署名を有効と認めてもよいのではないかと思います。委員の皆様はいかがでしょうか。

委員	<全員賛成>
書記長	<p>大規模マンション等の方書がない署名についてはどのように判断したらよろしいでしょうか。</p> <p>現在のところ、200戸以上の集合住宅について方書のないものは無効としております。</p>
委員	<p>住民票の住所はマンション名等まで記載することになっていますか。</p> <p>マンション名等は、単に分かりやすくするために表記しているだけではないですか。</p>
事務局	<一部記載の欠けた住所の判断基準について、具体例で説明>
委員	誤字脱字とはどういうことですか。
書記長	生年月日を誤って記載したり、或いは住所の地番で本来はあるはずの枝番が記載されていないという署名が多々あります。
委員	事務局の考え方で良いと思います。
委員長	他にご質問等がないようですので、採決を取りたいと思いま

	<p>す。</p> <p>第28号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第28号議案は可決されました。</p> <p>それでは、署名簿の審査に移ります。</p>
書記長	<p>お手元の署名審査票にすべてを記しております。気になる点がございましたら、おっしゃってください。</p>
	<p>&lt;署名簿審査&gt;</p>
委員	<p>署名簿番号307ですが、名前略字とありますが、どういうことですか。</p>
書記長	<p>本来は「榮」の字ですが、「栄」で書かれています。</p>
委員長	<p>有効署名であるにもかかわらず、署名審査票に無効事由が記載されているのはなぜですか。</p>
書記長	<p>最終的にはその署名を有効としましたが、有効とした経緯が</p>

	分かるように無効事由を入れています。
委員	<p>例えば、家族全員分の名前を書いておけば良いという風に、直接請求の署名について理解されていない方がいるのではないのでしょうか。</p> <p>直接請求の署名については、集める方がきちんと説明する必要があるように思います。</p> <p>単に「書いて書いて」というものではないと思うのですが。</p>
書記長	<p>確かに、高校の授業料減額要望の署名などですと、数があれば良いというものですが、直接請求の署名については、この署名によって、市長の裁量が全く入ることなく、議会で審議することになりますので、きちんと行う必要があります。</p>
委員	他市でも同様の事例はありますか。
書記長	<p>近隣では、昨年9月に、豊明市において本市と同内容の条例改正請求が出ております。</p>
事務局	<p>審査をしていただきましたので、一旦休憩といたしまして、再開後に署名の効力についてを追加議案として提出いたします。</p>
	<休憩>

<p>委員長</p>	<p>それでは、会議を再開いたします。</p> <p>続きまして、第29号議案「尾張旭市議会議員の定数を定める条例改正請求者署名簿の署名の効力について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第29号議案「尾張旭市議会議員の定数を定める条例改正請求者署名簿の署名の効力について」、ご説明いたします。</p> <p>署名総数は1,904人、有効署名数は1,398人、無効署名数は506人でした。</p> <p>それでは、無効署名数と無効事由を別紙に記しておりますので、別紙をご覧ください。</p> <p>署名収集受任者が選挙人名簿に登録されていないものは、0人でした。</p> <p>請求書の写しが欠けているもの又は瑕疵のあるものは、簿冊番号第1号、第33号、第87号、第91号で、無効署名となったのは74人でした。</p> <p>請求代表者証明書の写しが欠けているものは、0人でした。</p> <p>請求署名収集委任状が欠けているもの又は瑕疵のあるものは、簿冊番号第20号、第58号、第82号、第83号で、無効署名となったのは29人でした。</p> <p>選挙人名簿に登録されていないものとして56人、重複してなされたものとして51人、色素がつかないものでなされたものとして0人、活字、ゴム印でなされたものとして0人、押印がないものとして1人、本人の自署でないと認められるものとして70人、第三者が収集したと認められるものとして0人、記載事項が不明又は誤りと認められるものとして16人、何人であるか確認し難いものとして2人、印影が不鮮明又は他人の印であるものとして9人、記載事項を欠いているものとして1</p>



	<p>60人、抹消されていると認められるものとして8人、期間外署名、氏名代筆に不備があると認められるものとして30人でした。</p> <p>有効署名数は全体の74.3%、無効署名数は、26.6%でした。</p> <p>第29号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第29号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第29号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第29号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題は、これで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>直接請求に関するこの後の事務について、ご説明いたします。</p> <p>効力の証明が本日終わりましたので、直ちに署名簿に署名</p>

	<p>し、有効署名の総数を告示したいと思います。</p> <p>また、地方自治法第74条の2第2項の規定により、選挙管理委員会は署名簿の効力を確定させるため、審査の終了した署名簿を関係人の縦覧に供することになります。</p> <p>縦覧期間は、審査の翌日から7日間でございますので、平成27年2月26日（木）から平成27年3月4日（水）までとなります。縦覧時間は、公職選挙法第270条が適用されると解されていますので、休日にも縦覧を行い、時間は午前8時30分から午後5時まで行います。</p> <p>なお、署名に関する異議の申し出につきましては、縦覧期間中となっております。</p> <p>縦覧期間終了後は、異議の申し出がなければ署名簿の効力が確定しますが、異議の申し出があった場合はその事務処理を行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>○ 次回日程 平成27年3月2日（月）午前10時から 202会議室</p>
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>